

苦情解決状況

- ① 市社協広報誌が配布され、振込用紙が添付されているが、賛助会費への協力は強制なのか。
⇒会費への協力はあくまでも任意であり、不快に感じられたことを詫げる。
協力依頼が強制的なものにならないようあらためて周知していく。

- ② 市社協の広報紙に添付されているはずの振込用紙が無いのはどうなっているのか？
⇒振込用紙の糊付けが弱く、各家庭へのポスト投函時に剥がれてしまったものと思われる。
対応の不備を詫げると共に、当会のホームページ上のインターネットを介した賛助会費について情報提供する。
また、次年度に向けて振込用紙の添付方法についても再考する。